



# 弁護士出前授業 ～授業案内～

## 法教育授業

○対象学年：小学校5年生～高校生

○授業時間：1～2コマ

(なお、模擬裁判は本来ですと「3コマ」程度必要となりますが、「2コマ」でも実施しております。)

○授業の内容・特色

授業は、講師による一方通行的な講演形式ではなく、生徒主体のグループ討論を中心に、身近な事案を素材として問題の解決を行ってもらう内容となります。

◇ **ルールづくり**：身近な事案についてのルールづくり。

→ 利害対立を調整して、一定のルールを考えていく授業です。中学校3年生公民の「対立と合意・効率と公正」というキーワードにも対応しております。

各部活動の校庭の利用方法・ゴミの収集場所の決定方法・カラオケボックスの事例などがあります。

◇ **正義の考え方**：学校生活を含め、社会生活の中では利益や負担を集団の構成員に分ける（配分する）必要が生じることがあります。その場合、単に頭数で分けるのではなく、「一人一人の実情に応じて異なる扱いをする」ことがかえって公平に合う場合があります（会社内の賃金体系・税金の集め方）。どのような理由があれば「分け方に差をつけても不公平ではないか」ということを具体的事例（避難所に届けられたシュークリームの分配方法など）を元に考えていきます（配分的正義）。

その他、例えば、交通事故などで被害者が被った損害を加害者はどの程度回復すべきなのかといった問題（匡正的正義）を考える授業や、多数決で、学級委員長を欠席していたAくんにすることは妥当なのかといった問題（手続的正義）を考える授業もあります。

◇ **刑事模擬裁判**：児童・生徒に裁判官、検察官、弁護人役を演じてもらい、また、裁判員として評決を行ってもらいます。

→ 童話を素材にした裁判（「三匹の子ぶた」など）や実例をアレンジした裁判があり、いずれも台本にしたがって進める形になります。

その他にも、契約に関する授業（契約はなぜ守らなければならないのか）、民事模擬裁判・模擬調停（話し合いによる問題の解決）の授業等がございます。

お気軽にお問い合わせください。

● **参考図書**：「はじめての法教育」



# いじめ予防授業

○対象学年：小学校4年生～高校生

○授業時間：1コマ～2コマ



## ○授業の内容・特色

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、学校もいじめ防止のための施策に取り組むことを課せられました。皆様の学校ではどのような施策を行いますか？

いじめ予防授業は、法律の専門家としていじめ問題に積極的に取り組む弁護士が、皆様の学校を直接訪問し、過去に発生した実際のいじめの事例や、生徒に親しみやすい例を用いた講義・ディスカッションを行うことを内容とした授業です。平成27年度からスタートし、道徳等の授業の一環として、既に県内の35校を超える小・中・高等学校にご活用いただきました。

この授業を通じて、いじめは重大な人権侵害であること、いじめが被害者と加害者の双方に負わせる傷、いじめを止めるために何ができるか等を生徒に理解してもらうことができます。また、近年、インターネットやSNSの普及とともに深刻化している「ネットいじめ」の問題を取り上げた授業もご用意しています。この他にも、授業前の担当弁護士との打ち合わせにより、個別的事情を十分考慮した授業を行うことも可能です。

実際にいじめの問題が発生していなくても、互いを尊重する基本的人権の考え方を弁護士から直接学ぶことができる貴重な機会になります。また、ご参加いただいた保護者の方からは、家庭でも子どもといじめについて話さきっかけとなったと好評をいただいております。授業参観や公開授業にも最適です。ぜひご活用ください！

なお、本授業は個別の案件の対応ではありませんので予めご了承ください。

## 【アンケート等で寄せられた皆様の声】

- ・心のコップの話が、分かりやすく印象に残りました。自分もスポンジのようになって、友だちの心の水を吸い取ってあげられる人になりたいです。(生徒さんより)
- ・授業参観でいじめ予防授業を行っていただいたので、家に帰ってから、子どもと一緒にいじめの問題について話をすることができました。普段の会話ではなかなか出てこない話題なので、とても良い機会になったと思います。(保護者さんより)
- ・いじめの問題について担任が生徒に話をする機会もありますが、弁護士さんが教えると、生徒達の聞く態度が違い、いじめについて真剣に考えてもらうことができました。また、「人権を守る」というところから話しをしていただいたので、いじめが絶対に許されないということをより説得的に生徒達に教えていただけたと思います。(担任の先生より)



# 憲法

○対象学年：小学4年生～高校生

○授業時間：1～2コマ

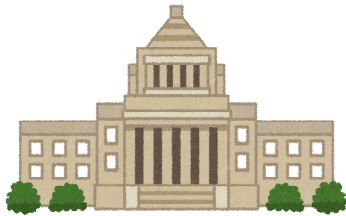
○授業内容・特色

憲法を身近に感じ、興味を持ってもらうことを目的としています。

日本国憲法は、多様な生き方を求める人々が、お互いの生き方や考え方を尊重しながらともに協力して生きていく自由で公正な社会を目指しています。講義の一例として児童・生徒に身近な社会や集団を素材にして、お互いの利益を尊重しあうルールを決めることを通して、憲法の目指す理念に触れたり、みんなで決めていいこと、悪いこと等を考えることによって、国家を縛る憲法の意義について考える内容を用意しました。

また、「司法って何?」「集団的自衛権って何?」などの具体的な要望があれば対応します。

内容については、担当教員の方のご要望、対象となる学年や実施の際の時勢等に応じて、講義形式・グループ討論方式など検討させていただきます。



# 労働法

～働く前に知っておきたい法律のはなし～

○対象学年：高校生

○授業時間：1コマ

○授業の内容・特色

アルバイトや就職など、近い将来就労が見込まれる高校生を対象に、労働時間、最低賃金、解雇規制等の基礎的な労働法知識と、問題解決の為に利用出来る機関の情報等を提供します。就職面接の寸劇を見てもらい、法律違反を指摘してもらうなど、実用的な知識の習得を目標としています。なお、適切な労使ルールを知ることは、生徒が経営者となった場合にも有用といえます。

教材の作成には、労働者側、使用者側双方の立場で労働事件の取扱経験のある弁護士だけでなく社会科教員免許（中・高）を有する弁護士も参加し、教科「現代社会」の「労働者の権利」及び「現代の雇用・労働問題」の理解をより深める内容となっております。



## 消費者トラブル予防授業

○対象学年：中学生・高校生

○授業時間：1コマ

○授業の内容・特色

近年、スマートフォンなどの普及により中高生のインターネットトラブルや出会い系サイトをめぐる被害が増大しています。

また、選挙権年齢引き下げとともに、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる可能性が高まってきています。民法の成年年齢が引き下げられると、18歳・19歳の若者が新たに悪徳商法のターゲットにされ、消費者被害がより拡大していくことが考えられます。

このような状況を踏まえ、弁護士が契約のルールやインターネット取引などについて解説し、中高生の皆さんに消費者被害から身を守るための知識を身につけてもらうとともに、消費者被害に遭遇してしまった場合の具体的な対処法(ex. 未成年取消権・クーリングオフの行使方法)について、事例を交えながらわかりやすく講義いたします。授業を通して抱いた疑問や質問にもお答えいたしますので、実感をもって学習してもらえることと思います。



RENEWAL!



## 選挙権・主権者に関する授業

○対象学年：中学生・高校生

○授業時間：2～3コマ

○授業の内容・特色

選挙に関する基本的な考え方を身につけられる内容となります。また、主権者として代表を選ぶという民主主義の意義を考え、主権者として求められる態度を身につけてもらう内容も含まれます。

具体的には、弁護士による講義形式、架空の市における架空の選挙を体験するという「模擬投票」、そして実際に身近な例について投票を行う授業などが用意できます。これにより、民主主義の意義が具体的な事例を通して学べると思います(対象人数や派遣する弁護士の数など調整の必要がありますので、具体的な内容についてはご相談ください。)

なお、出前授業ではありませんが、教員を対象とした研修として弁護士を派遣することも検討いたしますので、お気軽にご相談ください。

